一般財団法人　飯田勤労者共済会定款

1. 総則

　（名　称）

第１条　この法人は、一般財団法人飯田勤労者共済会と称する。

　（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を長野県飯田市に置く。

1. 目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、飯田市及び下伊那郡内の事業所に従事する勤労者及び事業主に対する総合的

　な福利厚生事業を実施するとともに、飯田市が設置する勤労者のための施設の管理運営を行い、

もって勤労者等の健康増進と文化教養の向上を図り、併せて企業の振興及び発展並びに地域社会

の活性化に寄与することを目的とする。

　（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 勤労者及び事業主の生活安定に係る事業
2. 健康の維持増進に係る事業
3. 老後生活の安定に係る事業
4. 自己啓発及び余暇活動に係る事業
5. 財産形成に係る事業
6. 勤労者福祉施設の管理運営受託事業
7. 前号までに掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事業

1. 資産及び会計

　(基本財産)

第５条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会及び評議員会で定め

た財産を、この法人の基本財産とする。

２　基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善

良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び

基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

　(事業年度)

第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

　(事業計画及び予算)

第７条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事

長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとす

る。

　(事業報告及び決算)

第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、

監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書(正味財産増減計算書)
5. 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号の書類については、定時評議員会に

提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなけ

ればならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置きするとともに、定款を主たる

　事務所に備え置きするものとする。

1. 評議員

　（評議員の定数）

1. この法人に評議員３名以上２０名以内を置く。

　(評議員の選任及び解任)

第１０条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１７９条から

第１９５条の規定に従い、評議員会において行う。

　(評議員の任期)

第１１条　　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定

時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任

期満了する時までとする。

３　評議員は、第９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後

も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第１２条　評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

（構 成）

第１３条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権 限）

第１４条 　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第１５条 　評議員会は、定時評議員会として毎年度５月に１回開催するほか、必要がある場合に

開催する。

２　評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から理事長がこれを指名する。

（招 集）

第１６条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集

　する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招

　集を請求することができる。

（決 議）

第１７条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数

　が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評

　議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、　各候補者ごとに第１項の決議を行わな

ければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１９条に定める定数を上回る場合には、過

半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することと

する。

（議事録）

第１８条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役　員

（役員の設置）

第１９条　この法人に、次の役員を置く。

（1）理事 ３名以上２０名以内

　(2) 監事 ２名以内

２　理事のうち1名を理事長、１名を副理事長、１名を常務理事とする。

３　前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理

　事長、常務理事をもって同法第９１条第１項２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２０条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する

２　理事長及び副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第２１条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、

　副理事長、常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執

行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２２条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状

況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２３条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結のときまでとする。

２　監事の任期は、　選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会

の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任

した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

　(役員の解任)

第２４条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任するこ

とができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２５条　理事及び監事は、無報酬とする。

第7章 理事会

（構 成）

第２６条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権 限）

第２７条　理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

（招　集）

第２８条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

（決　議）

第２９条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席

し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９７条において準

用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３０条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

　　　　第8章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３１条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条及び第４条及び第１０条についても適用する。

（解　散）

第３２条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令

で定められた事由によって解散する。

　（残余財産の帰属）

第３３条　この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団

法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共

団体に贈与するものとする。

２　この法人は剰余金の分配をすることができない。

第９章 公告の方法

（公告の方法）

第３４条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

　　附　　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読

み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読

み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設

立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日

とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の理事長は牧野光朗とする。